

国民健康保険送付先変更届

※ 住民票の異動や郵便局での転送届ができない正当な理由がある場合に限りします。

被保険者記号・番号	松茂	届出種別	新規・継続・変更・解除
現在の送付先	<input type="checkbox"/> 現住所 <input type="checkbox"/> 現住所と異なる()		
世帯主氏名		生年月日	年 月 日

希望する送付先	〒		
方書			
宛名	※変更が必要な場合のみ(記載が無ければ世帯主氏名で送付いたします)		
対象者	<input type="checkbox"/> 世帯全員分 <input type="checkbox"/> 同一世帯員()分 ※記載が無ければ世帯全員分 ※支援措置を受けられている方に限りします		
送付先変更理由	<input type="checkbox"/> 入院または施設入所により、一時的に住所地を離れているため <input type="checkbox"/> 病気等により、郵便物の管理ができないため <input type="checkbox"/> その他 () ※具体的に記入してください		
送付先を変更する郵送物	<input type="checkbox"/> 資格・給付関係書類 (被保険者資格関係書類・高額療養費の通知など) <input type="checkbox"/> 賦課関係書類 (納税通知書など)		
送付先変更期間	<input type="checkbox"/> 1回限り <input type="checkbox"/> 令和__年__月__日まで ※変更可能期間は4月から翌年の3月末までです。それ以降も必要な場合は、毎年の届出が必要です。		

上記のとおり届けます。

令和 年 月 日

世帯主 住所: 松茂町

氏名: 印

届出者 氏名: 世帯主との続柄:

電話番号:

松茂町長 殿

< 注 意 事 項 >

- 1 この届書は、国民健康保険に関する送付物の送付先変更についてのものです。
基本的に送付物は現住所に送付いたしますが、住民票の異動や郵便局での転送届ができない正当な理由がある場合に限り、届出された送付先へ送付いたします。
- 2 送付先変更の有効期間は、4月から翌年3月までです。
それ以降も送付先変更が必要な場合は、毎年の届出が必要となります。
- 3 有効期間が終了し、新たに届出が無い場合、送付物は現住所に送付いたします。
- 2 届出の際には、届出者の本人確認書類(官公署発行の有効期限内のもの)が必要です。
郵送で届出を行う場合は写しを添付してください。
また、別世帯の方が届出を行う場合は、世帯主からの委任状が必要です。
書類等に不備がある場合、届出を受理できません。
- 3 届出内容に不明な点がある場合、その他住所地以外に送付することに問題があると判断した場合には、詳細を確認させていただきます。
- 4 送付先変更の理由が無くなった場合や、送付先が再度変更になる場合には、速やかに届出をしてください。

【届出・お問い合わせ先】

〒771-0295

板野郡松茂町広島字東裏30番地

松茂町 住民課 国民健康保険係

T E L : 088-699-8712